

「女子割礼¹とインドネシアのイスラム社会 —リベラル派²と保守派の交錯—」

大形里美

はじめに

1. 女子割礼に関する国際的動向
 - (1) 女子割礼の実施状況と廃絶へ向けた動き
 - (2) 女子割礼と宗教的義務
2. インドネシアにおける女子割礼の実施状況
 - (1) 先行研究
 - (2) 民族によって異なる女子割礼の実施状況
3. インドネシア国内における女子割礼をめぐる近年の動向
 - (1) 医療行為としての女子割礼：禁止から許可へ
 - (2) 政府（保健省、宗教省）、医療関係者、イスラム団体、それぞれの事情
4. 伝統派イスラム組織NUと女子割礼
 - (1) 法学派によって異なる見解
 - (2) 女子割礼をめぐる意見の対立
5. 近代派イスラム組織ムハマディヤーと女子割礼
 - (1) 組織としての見解
 - (2) アンケート調査の結果
 - (3) 組織としての見解とアンケート調査の結果にみられる齟齬

まとめ

はじめに

女子割礼（FC）は女性性器切除（FGM）とも呼ばれ、北アフリカや中部アフリカ諸国を中心に現在まで行われてきている慣習で、植民地時代から宗主国政府によって規制が試みられてきたが、固有の文化を理解しようとする外部

からの不当な圧力として捉えられ、あまり効果が上がらなかった経緯がある。しかし、1994年にカイロで開催された国際人口開発会議の場で女子割礼／女性性器切除（以下女子割礼とする）の廃絶が討議の焦点となって以降、廃絶へ向けた運動に弾みがついた。同国際会議の会期に合わせてアメリカのニュース専門テレビ局CNNが、カイロの少女が自宅で散髪屋によって割礼される現場の映像を流したことは、それまで女子割礼について話すことさえタブーとされていたエジプトの状況を大きく変化させ、女子割礼の問題を公共の場で話せる環境を生み出し、この慣習に関する意識向上に貢献したとされている³。

本稿では、インドネシアにおける女子割礼をテーマに論じるが、同国における女子割礼をめぐる状況はアフリカ諸国におけるそれとは大きく異なる。インドネシアにおける女子割礼のあり方は、民族や地域、個人によって多様で、身体を一切傷つけることなくシンボリックに行われる割礼もあれば、かなりの出血を伴う、クリトリスの一部を切除するタイプの割礼も一部では実施されているが、アフリカ諸国において行われているようなクリトリスの全部を切除したり、クリトリス切除に加えて小陰唇を一部あるいは全部を切除する、あるいは陰部を封鎖するなどの重い割礼は行われていない⁴。都市部においては女子割礼を受けたことがなく、女子割礼の存在自体を知らない者さえ少なくない。

そのインドネシアで、近年女子割礼に関して大きな動きがあった。2006年、同国の保健省は女子割礼を行うことを禁止する通達を出した。しかしその後、2010年には医療行為としての女子割礼を再び承認する方向へと政策を転換した。本稿では、インドネシアにおいて、保健省によって一度は禁止された女子割礼が、なぜ再び許可され現在に至っているのか、その背景を明らかにしたい。インドネシアにおける女子割礼に関する先行研究を踏まえながら、筆者が2010年3月に参与観察した同国の伝統派イスラム組織を代表するNU（ナフダトゥール・ウラヌー、通称エヌ・ウー）の全国大会における女子割礼に関する議論を分析する。また同時に同年7月に開催された同国の近代派イスラム組織を代表するムハマディヤーの創設100周年記念全国大会に参加していた地方幹部を対象に筆者が実施したアンケート調査の結果も合わせて分析する。そしてそれらの分析を通して、インドネシアにおいて伝統派イスラム組織を代表する

NUや、近代派イスラム組織を代表するムハマディヤーが、女子割礼についてのどのような見解をもっているのかを考察する。さらにそれら二つの組織内部において女子割礼をめぐるどのような対立構造が存在しているのかを考察し、各組織の公的な見解がどのような組織内部の力学を背景に出されたものであるのかを明らかにすることにより、同国における女子割礼をめぐる近年の動向を複眼的に考察する。

1. 女子割礼に関する国際的動向

(1) 女子割礼の実施状況と廃絶へ向けた動き

女子割礼は、純潔や貞操を守るためとして、北アフリカ、中部アフリカ諸国を中心に現在も広く実施されているが、その種類は、クリトリデクトミー（クリトリスの一部または全部の切除）、エクシジョン（クリトリスの切除と小陰唇の一部あるいは全部の切除を伴う）、陰部封鎖（外性器の一部または全部の切除、及び膣の入り口の縫合による膣口の狭小化または封鎖）⁵などさまざまである。それらの割礼が、女性に一時的な痛みだけでなく、一生涯にわたって肉体的、精神的に重大な苦痛を強いるものであるということが明らかになるにつれ、女性に対する重大な人権侵害であるとして、国連機関やイスラム女性国際会議などにおいても強く非難されるようになり、現在、廃絶に向けた取り組みが行なわれている。とりわけ1994年にカイロで開催された国際人口開発会議以降、女子割礼に対する国際的関心が高まり、廃絶に向けたさまざまな取り組みが各国で進められている。かつては、文化相対論的な立場（文化に優劣はないのだから、女子割礼を尊重する文化が非難されることは文化的差別であるとする立場）から女子割礼の廃絶運動を批判する声もあったが、それ以降は、かつて廃絶運動の障害となっていた文化相対論は聞かれなくなったという。

現在、女子割礼が行われている地域は、アフリカ北部・中部の28カ国に集中しており、うち18カ国では割礼の体験を持つ女性が50%以上といわれる。また近年では、アメリカ、ヨーロッパ、オーストラリア、南アフリカ共和国など、この慣習が存在しないはずの国々でも、移民による伝統的風習の持込みを背景に問題になり始めていることが指摘されている。エジプトについては、2005年

の調査によると、エジプトの15歳から49歳の既婚女性の96%が割礼を受けており、10歳から18歳までの女性の50.3%が割礼を受けていると報告されている。同国政府は1996年に病院における女子割礼の施術を禁止したが、その後も割礼師によって女子割礼が国内各地で行われるという状況が続いていた中、2007年6月、12歳の少女が女子割礼を受けて死亡した事件を受けて、女子割礼は全面禁止されることとなった⁶。現在、アフリカ諸国の中には、女子割礼を「ハラム（禁忌）」とするファトワー（イスラム教の法的見解）が出されている国もあり、女子割礼が行われているアフリカの28か国のうち15か国は女子割礼を法律で禁止している⁷。

ちなみにインドネシアについても、2007年にニューヨークで開催された国連の女性差別撤廃委員会（CEDAWの委員会）の会議の席で、他国の代表メンバーからインドネシアでの状況について質問がなされる場面があったという⁸。その際、インドネシアの女性エンパワーメント大臣に指名された代表メンバーは、「女子割礼は私たちの国には存在しない。もしあったとしても、それは内陸部の一部の社会によって行われている伝統にすぎない。」と回答したと伝えられているが、インドネシアにおいても女子割礼は現在に至るまで行なわれている慣習である。

(2) 女子割礼と宗教的義務

女子割礼が現在まで続けられているアフリカ諸国では、女子割礼を宗教的義務だと考える者が多く、たとえ法律で禁止されていても密かに行われ続けている状況がある。ちなみに女子割礼を宗教的義務だとする考え方は、イスラム教徒の間だけでなく、キリスト教徒の間にもみられるもので、プロテスタント教会が女子割礼を有害な風習と非難してきたのに対し、カトリック教会は公的には否定しながらも、女性の貞操を守る方法の一つとして容認しがちだったことが指摘されている（内海, p.60）。そうした考え方が背景にあるため、女子割礼の廃絶運動は、医療的側面から見た弊害のみを強調することが多いが、それだけでは、より軽いタイプの安全だと思われる方法に切り替えることを促すだけで、女子割礼を廃絶することは難しいといわれている。つまり、女子割礼を

廃絶するためには、女子割礼が宗教的義務ではないというメッセージが必要だということである。

イスラム世界において、女子割礼が宗教的義務とは無関係であるとする見解がなかったわけではない。10世紀の著名なシャフィーイー派のイスラム法学者であるイブヌ・ムンジル (Ibnu Mundzir : ヒジュラ暦309年／西暦921年死去) や、20世紀のエジプトの著名なイスラム法学者サイッド・サビック (Sayed Sabiq : 1915-2000年) らは、女子割礼が宗教的義務とは無関係であるとする見解を唱えてきた。そして近年では、エジプトのイスラム学の最高峰であるアズハル大学のグランド・シェイク (Grand Syekh : 偉大なる導師) の地位にあるムハンマド・タンタウィ (Muhammad Sayed Thantawi)、エジプトのファトワー評議会議長 Dr. Ali Gom'ah、そして国際イスラム・ウラマー会長 (Ulama Islam Internasional) のシェイク・ユスフ・アル・カルダウィ (Syekh Yusuf al-Qaradhawi) らも、そうした見解を支持している⁹。重要な地位にある著名なイスラム学者たちが女子割礼を宗教義務とは無関係だとする見解を示すのは近年の新たな動きで、女子割礼廃絶に向けた新たな時代の流れを象徴するものであり、注目に値する。

2. インドネシアにおける女子割礼の実施状況

(1) 先行研究

インドネシアにおける女子割礼の実践は、とりわけ以下の地域で見られるといわれている。すなわち、アチェ、北スマトラ、ジャンビ、ランブン、西カリマンタン、南スラウェシ、西ヌサ・トゥンガラ、ジャカルタ (ブタウィ族)、西ジャワ、東ジャワ (東部海岸)、そしてマドゥラである。しかし、インドネシアにおける女子割礼の実態については、これまでほとんど研究対象とされることがなかった。それはインドネシア国内で実施されている女子割礼は、かなり軽いタイプの割礼で、これまで健康被害などが報告されることがなかったため、近年まで国内で問題にされることがなかったからである。けれどもアフリカ諸国における女子割礼による深刻な健康被害の実態が明らかになり、国連機関で女子割礼の問題が取り上げられるようになったことを背景に、インドネ

シア国内でも実態調査がなされるようになった。2000年代に入ってようやく、ジョクジャカルタのガジヤマダ大学 (UGM) の人口&政策研究所 (PSKK) が、USAIDやフォード財団の資金を受けて初めて本格的な調査を行い、その成果が2003年と2005年に出版されている。(2)では主にこれら二つの調査結果に依拠しつつ、同国における女子割礼を概説する¹⁰。

(2) 民族によって異なる女子割礼の実施状況

ガジヤマダ大学の人口&政策研究所が行った調査結果によれば、女子割礼の実施方法や実施時期にはかなりの地域差が見られ、とりわけジャワとそれ以外の地域では大きく異なる。インドネシアのさまざまな地域の助産師の語りに基づけば、女子割礼は呪術師 (ドゥクン) や助産師によって行なわれ、その実施方法には、さまざまなヴァリエーションが見出される。クリトリスを切りつける、刺す、恥垢 (スメグマ) を掻き出すといった方法から、出血するまでクリトリスの先を切るという方法までであるという。出血するまでクリトリスの先を切除することに関しては、女子割礼として「合法(sah: イスラム法の観点から必要条件を満たして合法という意味)」である条件を満たすことを目的としているという語りも見いだされる (Minza, 2005)。以下、上述の2つの先行研究の成果に依拠しながら、インドネシア国内における女子割礼の実施状況を概説しておく。

1) <ジャワ族の場合>

ジャワでは女子割礼は、男子の割礼とともに「スピタン (Supitan)」、「ヒタン (khitan)」とも呼ばれ、ジョクジャカルタの王族を中心に行なわれている女子割礼は、クリトリスを全く傷つけることがなく、出血が伴わないもので、「トゥテサン (tetesan)」と呼ばれている。その方法は、ウコンでクリトリスを拭き、時に恥垢をきれいにしたり、皮を剥いたウコンをクリトリスの隣においてクリトリスの代わりに切ったりするというものである。ちなみに、こうしたシンボリックな割礼さえも一部でしか行なわれておらず、必ずしも行なわなければならないということはないとされている。

2) <東ランブン州、ワナ村に在住するバンテン族の場合>

UGMの研究チームの調査結果によると、南スマトラの東ランブン州、ワナ村に在住するバンテン族（西ジャワ地方出身者）の間では、女子割礼は宗教的義務の一つとして位置づけられている。彼らは、女子割礼を宗教上の「義務(wajib)」であるとするシャフィイー派の見解に従っているという。シャフィイー派のイスラム法学では、「割礼が割礼を超えたら（筆者注：性交を意味する）、水浴が義務である」「二つの割礼が出会ったら、水浴が義務である」といったハディースを根拠に女子割礼は義務であると解釈されている。

女子割礼は3-4歳の頃に行われるのが一般的で、この時期に行われるのは、割礼を受ける本人が、誰によってどのように割礼されたのかを記憶することができ、かつ羞恥心と恐怖心が割礼を困難にしない時期であるからとされている。ワナ村に在住するバンテン族が行う割礼では、クリトリスを、米粒あるいはつめの先程度、剃刀で切り取り、アルコール、ピンロウジュ、石灰、ウコンなど、傷の回復を早めると信じられているものを薬として治療のために使用する。そして割礼では、呪術師が祈祷を行うが、これは呪術師が読む祈りの文句が痛みと悪影響を最小限にすると信じられているからである。割礼を受けた女兒は、切除の際、痛みのため泣くが、すぐに泣き止む。そして2-3日間は排尿時にひりひりとした痛みがあるが、やがて痛みはなくなるという。ワナ村に在住するバンテン族の間では、女子割礼はひっそりで行なうべきであるとされ、盛大に行なうことはイスラム法学的に「makruh（しない方がよい）」とされているという。

ワナ村に在住するバンテン族の間では、女子割礼に対して以下のような意味づけと信仰が存在する。すなわち、①割礼を受けた女子は、感情、あるいは怒りを抑えることが出来るようになる。そして、②クリトリスは切らなければ長く伸びる、という信仰である。ちなみにこうした言説は、アフリカ諸国にも共通してみられるものである。また女子割礼は、健康被害をもたらすことはなく、とりわけ女性性器を清潔にすることにおいて有益で健康的であると信じられている他、割礼を受けていなければ、モスクに入ってはいけないという宗教教師もいるとされ、女子割礼を受けることは、ワナ村のバンテン族にとっては社会生

活を送るうえで非常に重要な意味をもっている。

3) <東ランブン州、ワナ村に在住するランブン族の場合>

UGMの研究チームの調査結果によると、東ランブン州ワナ村のランブン族の間では、女兒が2-3歳の頃に割礼を行なうのが一般的であるという。この時期に割礼が行われるのは、両親の命令によく従うことが出来るようになった時だからだとされる。そして時期が来たら速やかに行なうのがよいとされ、この時期に女子割礼を受けなければ、周囲の友人たちから馬鹿にされるという。

割礼を受ける際は、自宅に呪術師を呼ぶか、呪術師のところに母親が子供を連れて行くが、ひっそりで行われるのが一般的で、父親さえ割礼した後によく知ることがあるといわれる。割礼に際しては、料理が上手になるようにとの願いを込めて、米と調味料一式（ただしトゥラシ〔エビや魚を醗酵させペースト状にした調味料〕は臭くならないよう除く）がシンボリックに用意されクリトリスの先が切除される。そして、切り取られたクリトリスは、「大きくなってから感情的にならないように」ウコンと共に綿に包んで家の裏の下水溝に捨てられる。

ワナ村のランブン族の間では、女子割礼に以下のような意味づけがなされている。すなわち、女子割礼を受けた女性は、①美しく輝き、魅力的で、料理が上手で、将来完璧な妻になる、②色っぽく、好色な女性にならないよう女性の行動を守る、③女性の性欲を抑制する、④切らなければクリトリスが伸びる、というものだ。④に関しては、「ランブンの女は、ジャワの女みたいに立ち小便なんて出来るわけない…、なぜならクリトリスが短いから」という言説まであるという。

女子割礼に関するこうした神話は、あたかも真実のように信じられているため、いたずらで、攻撃的で、扱いづらい女性に、「この子は、割礼を受けてない子みたいだね！」という表現を使うこともあるという。そしてワナ村のランブン族の男性が、他の種族の割礼を受けていない女性と結婚する場合には、特定の不安に駆られるということもあるため、割礼を受けていない他の種族の女性の中には大人になってから、結婚直前に割礼を受ける女性もいるとのことで

ある。

4) <ジョクジャカルタに在住するマドゥラ族の場合>

一般的に、マドゥラ族は宗教的で、精神的指導者に対して忠実な共同体として知られている。また彼らは伝統を強固に守り、非常に強い家族の絆をもっているとされる。そして出稼ぎ先においても、一般にマドゥラ族の家族たちは、互いに近場で生活しているという特徴が指摘され、出身地と生業に応じて特定のグループで固まって居住していることが知られている。

UGMの研究チームによる調査結果によると、ジョクジャカルタに居住するマドゥラ族の間では、女子割礼は100%が40日までに終わらせている(Sumarni, pp.31-39)。最も多いのは、生後7日目で69.3%、次に多いのは生まれた直後の17.1%、そして生後35日目が6.4%となっている。耳たぶにピアス用の穴をあけ、髪の毛を最初に切る儀式と同時に行うのが一般的である。

ジョクジャカルタに居住するマドゥラ族が、生まれてすぐの女兒に割礼を行なう理由は、以下の通りである。すなわち、①あまり動かないのでやりやすい、②病気が発生するのを最も早期に予防する、③大きくなってからだに羞恥心を感じる、④割礼を受けていないと陰口を言われる、というものだ。

ジョクジャカルタのマドゥラ族の間で行われる女子割礼では、新しい剃刀を取り出し、アルコールで消毒して通常はクリトリスの先の薄皮を切る。そして切った後の出血は、皮を剥いたウコンでぬぐう。個人差があるのでクリトリスが大きい場合は少し多めに切除することになるため出血も比較的多いといわれる。ジョクジャカルタのマドゥラ族の間においても、やはり東ランブン州ワナ村のバンテン族やランブン族と同様、クリトリスは切らないと長くなると信じられている。

UGMの調査チームが実施した調査の結果によると、ジョクジャカルタに在住するマドゥラ族で娘に割礼を受けさせている割合が、両親が知識人であるか実業家であるかによって、異なることが報告されている。両親が知識人である場合、割礼を受けている娘の割合が68.2%であるのに対して、両親が実業家の場合には、割礼を受けている娘の割合は95.4%にも昇る。知識人の場合は女子

割礼にまつわる神話をそれ程信じていない、あるいは女子割礼を受けていなくても、知識人の娘は実業家の娘ほど社会的制約を受けないということであろう。

割礼場所についても、両親が知識人であるか実業家であるによって違いがみられたことが報告されている。両親が知識人である娘については、15人のうち80.1%がジョクジャカルタの出産クリニック、6.6%がジョクジャカルタの自宅、6.6%がマドゥラの自宅、6.6%がマドゥラの出産クリニックという結果になっている。すなわち全体では、86.7%が出産クリニックで、13.3%が自宅、そして割礼師（呪術師）の自宅で行ったものは0%という結果となっている。これに対して、両親が実業家である娘の場合は、125人のうち、54.4%がマドゥラの割礼師の自宅、36.8%がマドゥラの自宅（割礼師を自宅に呼ぶ）、5.6%がマドゥラの出産クリニック、1.6%がジョクジャカルタの出産クリニック、1.6%がジョクジャカルタの割礼師の自宅1.6%となっている。すなわち全体では、56%が割礼師の自宅で、36.8%が自宅、そして7.2%が出産クリニックで割礼を受けたという結果となっている。これらの結果から、両親が知識人の場合、ジョクジャカルタの出産クリニックで割礼を受ける割合が8割以上であるのに対して、両親が実業家である場合には、9割以上がマドゥラの割礼師によって割礼を受けているということがわかる。

ちなみにUGMの調査チームがジョクジャカルタで調査を実施した時点で、ジョクジャカルタに、割礼師は2人のみしか存在せず、うち一人はすでに目がかすみ、手が震えるため廃業しており、もう一人も70歳の高齢であったと報告されている（Sumarni, p.49）。ジョクジャカルタにおいては、女子割礼は必ずしも行わなければならないものではなく、王族を中心に女子割礼の習慣はあるものの、出血を伴わないシンボリックな割礼であるため、マドゥラ族が必要とするような割礼を行うことのできる割礼師がもともと数名しか存在していなかったために、とりわけ両親が実業家である場合は、マドゥラ島に里帰りして娘に女子割礼を受けさせることが一般的なことのようにだ。

3. インドネシア国内における女子割礼をめぐる近年の動向

(1) 医療行為としての女子割礼：禁止から許可へ

インドネシアにおける女子割礼の実態についての本格的調査は、上述のように2000年代に入って行われ、2003年と2005年にその調査結果が発表された。そしてそれらの調査結果によって明らかになった女子割礼に関する実態を深刻に受け止めた保健省は、2006年4月20日付で医療関係者による女子割礼を禁止する通達を社会健康育成局長名で出した¹¹。しかしながら、現代インドネシア社会における女子割礼の実態は、これまでみたように、地域や民族によって大きく異なり、中には、女子割礼を義務であるとする文化を継承し、女子割礼を受けないと社会生活に支障が出てしまうような地域や民族も少なくない。その結果、この保健省による通達は医療現場に少なからぬ混乱をもたらすとともに、女子割礼を宗教的義務であるとする保守派のイスラム学者の反感を買い、国内各地のインドネシア・ウラマー協議会（MUI）や伝統派イスラム組織NUなどからの反発を招くこととなった。

2008年5月7日、インドネシア・ウラマー協議会ジョクジャカルタ支部は、女子割礼についてのファトワーを出した¹²。同支部が出したファトワーでは、女子割礼の正しい方法を、クリトリスを覆う薄皮だけを取るものであると定義し、クリトリスの一部を切り取ったり、傷つけたりするなどの行き過ぎた行為は禁止であるとした上で、女子割礼が、男子の割礼と同様に「規則（fitrah, aturan）」であり、「イスラムの証（syiar Islam）」であるとして、女子への割礼は「高貴な行為（makrumah）」で、その実施は奨励される神への奉仕行為（イバダート）の一つであるとする見解が示されている。また女子割礼を禁止することは、イスラム法に抵触するとして、保健省が女子割礼問題についての規則を定めるにあたっては、このファトワーを参照することを推薦するとともに、政府と保健省が、このファトワーの決定事項に沿う形で女子割礼を行うよう、医療関係者に対して啓蒙とトレーニングを行なうようにとの提言がなされている。

国内最大の伝統派イスラム組織NUも、2010年3月22日から28日にかけてマカッサルで開催された第32回全国大会において、女子割礼の問題を法学会議で取り上げファトワーを出した。NUが全国大会で決定した女子割礼に関するファ

トワーの内容は、女子割礼がイスラム法的に「義務 (wajib)」と「奨励されている (sunnah)」行為の間であるとするものであった。一方、2010年4月、近代派イスラム組織ムハマディヤーも女子割礼に関するファトワーを出したが、その内容は女子に対する割礼は「奨励されていない」とする内容であった。

その後、2010年11月15日付で保健省は、医療行為者が女子割礼を医療行為として行う際の詳細を定めた規則（第1636号保健省規則）を発行し、医療行為としての女子割礼を禁止する立場から、一転して承認する立場へと政策を転換した。この政策転換の背景に、インドネシア・ウラマー協議会ジョクジャカルタ支部や伝統派イスラム組織NUによって出された女子割礼に関するファトワー、そして医療行為者による女子割礼を禁止する保健省による通達を撤廃すべきとするイスラム保守派勢力からの政府に対する要請があったことは言うまでもない。

保健省が、医療行為としての女子割礼を禁止する立場から、一転して認める立場へと政策を転換したことは、女性の人権擁護のための活動を続けてきたNGO活動家たちに衝撃を与えた。2011年6月23日には、カルヤナ・ミトラ (Kalyanamitra : 1985年に設立されたNGOで、女性に対する暴力や差別の問題に取り組んでいる) やエル・バー・ハー・アピック (LBH Apik : 1995年に設立されたNGOで、他の多くのNGOと連携しつつ、女性に対する暴力や差別の問題に取り組む法律扶助協会) などを中心とする178のNGOが、保健省の政策に対する反対集会を開催した。女性に対する暴力と差別の問題に取り組むこれらのNGO活動家たちは、女子割礼が医療行為化されることによって、起こりうるさまざまな悪影響を懸念し、保健省に政策の見直しをするよう要請している。女子割礼の医療行為化によって起こりうるさまざまな悪影響とは、すなわち、これまでシンボリックな割礼しか行っていなかった人々が、医療行為としての実施方法の詳細が明確化されることで、より本格的な女子割礼を受けることになる可能性、女子割礼を「奨励されているもの」とするファトワーが出されることで、これまで割礼を行っていなかった人々に女子割礼を普及させることになる可能性、そして医療機関が近くにない過疎地や、経済的事情によって医療機関で割礼を受けることができない人々が、割礼師／呪術師のどこ

るで衛生面の安全性が保障されていない環境で女子割礼を受けるケースが増加する可能性などである。

(2) 政府（保健省、宗教省）、医療関係者、イスラム団体、それぞれの事情

1) 揺れる政府の政策

政府の中でも保健省は、衛生上の問題によって生じる感染症の問題や女子割礼による身体的ダメージや心理的ダメージを避ける立場から、上述のように、一度は2006年に医療行為としての女子割礼を禁止する通達を出した。しかしそのわずか4年半後に、国内の保守派イスラム勢力からの要請に押される形で女子割礼を承認する立場へと政策を転換した。

女子割礼の問題は、医療行為としては保健省の管轄であるが、宗教的義務と考えるイスラム教徒が少なくないため、宗教的な側面をもつ問題でもある。そのため女子割礼に関する政策には宗教省の意向も大きく影響するため、ここで宗教省幹部がどのような見解をもっているかについても触れておきたい。現在のインドネシアにおける宗教省幹部は、必ずしも女子割礼の実践を積極的に支持する立場にあるわけではない。イスラム教徒指導局長のナザルディン・ウマル教授は、イスラム系の全国紙『リプブリカ紙』で、現在のインドネシア社会の現状について、女子割礼を禁止するための「用意がまだできていない」とし、「インドネシア社会では、大部分が、女性が割礼を受けないことはタブーだと見なしているため、禁止することは非生産的」であるという見解を語っている¹³。また現在の宗教大臣スルヤダルマ・アリ（2009年10月大臣就任）は、近代派イスラム組織ムハマディヤー出身者で、上述のようにムハマディヤーは女子割礼を奨励しないとすするファトワーを出しているため、大臣も女子割礼を積極的に支持してはいないと考えられる。しかしこのことは同時に、そうした宗教者幹部のリベラルな見解がありながらもインドネシア国内で女子割礼を禁止する政策をとることが容易でないという現実を示している。

2) 医療現場で戸惑う医療関係者

上述のように、女子割礼を禁止する方向へと向かう国際的な潮流を背景に、

保健省は、一度は禁止した医療行為としての女子割礼を再び許可した。このように政策が朝令暮改される中、医療行為としての女子割礼が禁止されるにしても許可されるにしても、医療関係者の立場は微妙なものようである。なぜなら、女子割礼がすでに伝統、慣習となり、宗教的な側面からも正しいこととして信じられている場合、保健省が医療行為としての女子割礼を禁止したとしても、人々は娘や孫娘に女子割礼を受けさせることを望み、現場の医療関係者らに女子割礼を行うよう求めるからである。もし医療関係者が女子割礼をしない場合は、割礼師／呪術師の手によって女子割礼を受けさせることになる。しかしながら、割礼師による割礼は、医療行為のスタンダードを満たしておらず、感染症の危険性がある。割礼師が衛生面により配慮して女子割礼を行うよう指導するならば感染症の危険性は減少すると考えられるものの、もし医療関係者が医療スタンダードを満たすよう割礼師たちに指導するならば、医療関係者が女子割礼を行う行為をあたかも正当化していると捉えられてしまうため、そうしたこともできないというジレンマを抱えていた。そして2010年には医療従事者による女子割礼が許可され、女子割礼を行う際の詳細を定めた規則が発行されたものの、医療現場においては女子割礼について否定的な考えをもつ医療関係者も少なくなく、女子割礼について否定的な考えをもつ医療関係者の立場と心境は微妙なものようである。筆者がある助産師にインタビューしたところ、女子割礼をできれば行いたくないと考えているジャワ島のある助産師である彼女は以下のように証言した。女兒の両親に女子割礼を依頼された場合には、実際にはクリトリスの先をピンセットで挟んで泣かせる、あるいはクリトリスの先を針でさして出血させ、その後、赤色の消毒液（betadin）を塗り、それを脱脂綿につけて両親に見せて納得させるという方法を取っているとのことであった。苦肉の策である。

3) イスラム団体を取り巻く状況：伝統派イスラム組織NUの内部対立

イスラム団体の中には、女子割礼についての組織内部の見解が分かれているため、統一した見解を出すことができないでいるところが少なくない。前項ではインドネシア・ウラマー協議会ジョクジャカルタ支部が女子割礼を奨励され

る崇拜行為であるとするファトワーを出したことを述べたが、ジャカルタにあるインドネシア・ウラマー協議会の本部からはファトワーは出されていないことから、内部の見解が分かれていることが窺える。

インドネシア国内最大のイスラム団体である伝統派イスラム組織NUについては、2010年3月の全国大会において、女子割礼がイスラム法的に「義務(wajib)」と奨励(sunnah)」の間であるとするファトワーを出したと述べたが、同組織も一枚岩でない。女子割礼をめぐることは、組織内部の保守派とリベラル派の間に意見の対立が表面化し、その対立は、全国大会が開催された際に、会長による開会挨拶の中にまで現れるほどであった。以下、全国大会で女子割礼の問題が取り上げられることになった経緯と、会長による開会挨拶について手短かに触れておくことにする。

NUの全国大会で女子割礼の問題が取り上げられることになったのは、女子割礼は禁止すべきであるとする立場を明確にしていた若手女性(およそ40歳以下の女性たち)からなるNUの下部組織であるファタヤットNUの幹部たちからの要望によるものだった。ファタヤットNUの幹部たちは、2010年3月に組織の全国大会が開催されるのに際して、女子割礼の問題を大会で議題として取り上げ、女子割礼を禁止するファトワーを出して欲しいとNU幹部に要請していた。しかしNU幹部たちは女子割礼を禁止することに賛成するどころか、女子割礼を「義務」と「奨励」の間であるとするファトワーを準備した。そこで、そのことに危機感を抱いたファタヤットNUは、全国大会の開催地であるマカッサルにおいて、大会開始の直前に、女子割礼を禁止すべきと考えるイスラム学者を増やそうと、大会出席予定の医療関係者やイスラム学者ら呼び、情報共有のための勉強会を開催した。しかしファタヤットNUのこうした行動は、NU幹部らには目に余るものとして映ったようで、全国大会の開会挨拶の中で、当時の会長ハーシム・ムザディは、ファタヤットNUは「もはやキヤイ(インドネシアのイスラム導師に対する称号)の言うことを聞かず、外国(西洋)の財団のシェイク(Syeikh:通常はイスラム導師である長老に使用される称号で、通常はインドネシア人以外のイスラム導師である長老に対して使用されているが、ここでは欧米の財団の指導者たちをイスラム導師と同じように尊敬

し従っていると皮肉った表現である) たちの言うことを聞いている」と名指しで非難した。

女子割礼の問題は、第32回NU全国大会の中でも、最も関心を集めていたテーマで、幾度かの開催場所と時間の変更を伴った挙句、ようやく全国大会の閉会式前日の3月27日に「テーマ別イスラム法学議論委員会 (Komisi Bahtsul Masail Diniyyah Maudlu'iyah)」で議論された¹⁴。以下、4. でその時の議論も含め伝統派イスラム組織NUにおいて女子割礼がどのように議論されているのか具体的に論じていく。

[写真1]



伝統派イスラム組織NUの全国大会2010年3月22-28日 (マカッサル市にて開催)

[写真2]



女子割礼についての議論が行われた法学会議分科会 (2010年3月27日)

4. 伝統派イスラム組織NUと女子割礼

(1) 法学派によって異なる見解

伝統派イスラム組織NUは、法学に関しては、四大法学派（シャフィーイー派、ハナフィー派、マーリキー派、ハンバーリー派）のいずれかの見解に従うことを原則としている。NU内部の対立の構図について論じる前に、ここでまず、伝統派イスラム組織NUが原則として重視している四大法学派の間で女子割礼がどのように位置づけられているのかを確認しておきたい。

女子割礼に関しては、イスラム学者の間で古くから議論が存在し、女子割礼が男性の割礼と同様に義務であるとする見解と、女子割礼は義務ではないとする見解がある。女子割礼を義務とする見解をもつのは、シャフィーイー派の祖であるアッシャフィーイー（Asy-Syafi'i）とシャフィーイー派のほとんどのイスラム学者で、義務ではないとする見解をもつのは、その他の大部分のイスラム学者、すなわちハナフィー派、マーリキー派、ハンバーリー派のイスラム学者、そして一部のシャフィーイー派のイスラム学者であるとされている¹⁵。さらに女子割礼を義務とする見解をもつシャフィーイー派のイスラム学者の間でも、すべての女性に割礼が必要であるとする見解と、東方地域の女性など、クリトリスの先が長い女性にのみ割礼が義務であるとする見解に分かれているという。

またシリアのイスラム学者ワフバ・アズハイリ（Wahbah az-Zuhaili）によると、ハナフィー派とマーリキー派は、男性の割礼については「スンナ・ムアッカダ（Sunnah mu'akkadah＝義務に近いスンナ）」と考え、女性の割礼は、もし実施されるならば崇高なものとし、行き過ぎた切除は行わない、すなわち性交の快感を得やすいように陰唇は切除しないとしている。

上述のことから、女子割礼についてのイスラム法学上の見解は、法学派の違いによって最初から異なっていたことがわかる。実際のところ、割礼の伝統はユダヤ社会、アラブ社会などにイスラムがやってくる前から根付いていたもので、法学派間の見解の違いは、イスラム学者たちが、女子割礼に関する宗教テキスト、すなわち預言者のハディースを受け入れ理解し、イジュティハード（法の見解を出す努力）を行う際に、伝統や文化による影響が介入していた可

能性があることを示唆していると考えられている。

ちなみに、現代のイスラム法学者の中には、シャイフ・ムハマッド・シャルトゥット (Syaiikh Muhammad Syaltut) のように、著書 (Al-Fatawa, p.302) の中で、「男子の割礼も女子の割礼も、宗教テキストとは直接関連していない。なぜなら割礼に関する真正なハディースは一つもなく、割礼を義務だとするイスラム学者が提示する理由は非常に弱い」と述べている者もいる。

(2) 女子割礼をめぐる意見の対立

2010年3月、伝統派イスラム組織NUの全国大会で、女子割礼がイスラム法的に「義務 (wajib)」と「奨励 (sunnah)」の間であるとするファトワーを出したこと、そしてNU内部に女子割礼の問題をめぐる、保守派とリベラル派の意見の対立が存在していることについては上述したとおりである。ここで、NU組織内部の対立の構図について少し触れておきたい。

これまで女性の人権擁護のための活動に積極的に取り組んできたファタヤットNUは、身体を物理的に傷つける女子割礼はもちろんのこと、シンボリックな女子割礼の実施についても、女性を精神的に制御するための社会的装置となっていると考えるため、一切の女子割礼を禁止すべきとする立場を表明している。そしてファタヤットNUは上述のNUの全国大会でNUが組織として女子割礼を「ハラム (禁忌)」とするファトワーを出すことを強く望んでいた。しかし、全国大会の法学会議で下されたファトワーは、女子割礼を「ハラム」とするどころか、「義務」と「奨励」の間であるとするもので、ファタヤットNUが、このファトワーの内容に落胆したことは言うまでもない。

この女子割礼についての問題は、全国大会の開会当初から、かなり物議を醸していたもので、既述のようにNUの会長が大会の開会挨拶の中で、ファタヤットNUを名指して批判した程に、この問題は近年の組織内部の対立の構図を浮き彫りにした。以下、法学会議での女子割礼賛成派と反対派の主張についてそれぞれの論点をまとめておきたい。

[写真3]



女子割礼賛成の立場から発言するフザエマ・タヒッド・ヤング教授（2010年3月27日）

1) 女子割礼賛成派（保守派）の主張

女子割礼に賛成する立場からは、ジャカルタの国立イスラム大学のフザエマ・タヒッド・ヤング氏（女性）、ジョンバンの私立大学で教鞭をとるファウジーヤ氏（女性）らが見解を述べた。

議論に先立ち、女子割礼に賛成の立場を取るフザエマ氏は、60ページからなる『イスラム、医療、基本的人権からみた女子割礼』というタイトルの小冊子¹⁶を出席者全員に配布し、発言の際には、同小冊子を部分的に読み上げながら、女子割礼賛成派の見解を紹介した。フザエマ氏は、小冊子を引用しながら、ハディース（預言者ムハンマドの言行録）の中で、女子割礼は「マクルマ（makrumah：崇高なもの）」とされ、女子割礼を「ハラム（禁忌）」とするハディースは存在しないとして、女子割礼がイスラム法的に認められたものであると主張した。そして割礼の方法については、「クリトリスを覆う皮のみを切除するのであって、クリトリスを切除したり傷つけたりしてはいけない」とし、これは、預言者ムハンマドが、一人の割礼師の女性ウンム・アティヤーに対して、「全部切ってしまうてはいけない。なぜならそれは女性にも益をもたらすし、夫にもより好まれるからだ」とするハディースを根拠としていると説明した。そして女子割礼は以下のような英知を有すると主張した。すなわち、「預

言者のハディースに基づいて、(女子割礼は)性交渉において満足を与え、その結果、割礼を受けた女性の顔が喜び、夫を幸せにする」というものだ。

また医療的な観点からの批判に対しては、フザエマ氏は感染症になる可能性があることを理由に女子割礼を禁止すべきとする反対派の意見を取り上げ、「汚い手でご飯を食べた子供がお腹を壊した場合には、手を洗ってから食べるように指導すべきであって、食べるなというのはおかしい」と非難した。

そしてジョンバンの私立大学で教鞭をとるファウジーヤ氏も、女子割礼によって不感症になる可能性があるから女子割礼を禁止すべきだとする反対派の意見に対して、女子割礼に賛成する立場から、以下のような発言をして、その赤裸々な発言で会場を沸かせた。ファウジーヤ氏は、法学議論の会場で、「正しく実践すれば(クリトリスを覆う皮を鳥の羽くらい掻き取るだけならば)不感症になるということなどなく、この年齢(ファウジーヤ氏は50代)になるまでその快感を得ている」「不感症になるどころか、逆に敏感になって、夫も喜び、夫婦円満になっている」と証言した。

ここで、NU内部の保守派の主張をより明らかにするため、フザエマ氏が当日会場で配布した冊子に基づいて、とりわけ、医学的な見地と基本的人権の見地からの反対派による批判に対して、保守派がどのような反論をしているのかを明らかにしておきたい。冊子の中で、フザエマ氏は、医学的な見地からの反論として、アリ・アクバル(Dr.Ali Akbar)という名の医師の次のような見解を紹介している。それは、クリトリスは男性性器と女性の子宮頸に癌をもたらす原因となる悪臭を放つスメグマ(皮脂/恥垢)を出すため、割礼を受けていない女性は夫を病気にする可能性があるという見解で、女子割礼を受ければ夫をそのような病気にさせる可能性がなくなるというものだ。またフザエマ氏は、女子割礼が人権侵害であるという批判に対しては、以下のように反論している。すなわち、「女子割礼を禁止することこそ、女性に対する人権侵害である、なぜならイスラムの教えに従って、神聖さと健康を守るために女子割礼を行うことを妨害すること」であり、「女子割礼を禁止行為とすることは、憲法に違反する行為で、挑発的で、女性差別撤廃条約(CEDAW)の規定に抵触する」というものである。そして、エジプトの学者の言説を引用しながら、「多

くの女性が、とりわけ現在において女子割礼は女性を性的逸脱から守っている」、「女子割礼に反対する人々の訴えは誤った訴えである。問題は、女子割礼に関してではなく、実際にはイスラムを全体的に攻撃しようとする目的をもって計画されている点である」と主張している。

2) 女子割礼反対派（リベラル派）の主張

女子割礼に反対する立場からは、ファタヤットNUの研究開発センター長のネン・ダラ・アフィア氏らが発言した。「女子割礼は、クリトリスを傷つけたら、トラウマを生じさせたりする可能性があり、こうした行為はもはや維持する意味がない」と主張した。ファタヤットNUは、女子割礼の問題について長期間研究を重ね、NUの全国大会に先立つ2010年1月29日－31日にジャワ島北海岸のチルボン市にあるイスラム寄宿学校においてプレ全国大会イスラム法学会議を開催し、女子割礼が伝統に過ぎず、イスラムの宗教的命令ではないという結論を導き出していた。そしてファタヤットNUが作成した15ページに渡るイスラム法学研究の草案に基づいて、ネン・ダラ氏は、女子割礼についての法学的な位置づけは、「ムバー（mubah:行っても行わなくてもどちらでもよい）」であるが、技術的に危険を生じさせる場合には「ハラム」となる、と主張した。

女子割礼をめぐるのは、古くから議論があり、女子割礼を合法とみなすイスラム学者が多い一方で、女子割礼を合法であるとするイスラム学者たちが依拠するハディースは、信憑性に欠けるものであることも指摘されてきた。NU組織内部にも、女子割礼に反対の立場をとるイスラム学者が少なからず存在している。とりわけジャワ島北岸に位置するチルボン市郊外にイスラム寄宿学校を経営し、女性のための国家人権委員会のメンバーも務めるフセイン・ムハンマド氏は、ジェンダー平等の観点からイスラム法学を再構築しようとするリベラル派のイスラム学者として著名でその中心的な存在である¹⁷。フセイン・ムハンマド氏は2001年に出版された著書の中で、すでに女子割礼についてページを割き、女子割礼がイスラム教義ではなく、伝統にすぎないと論じている。女子割礼の禁止を主張しているファタヤットNUの活動家たちは、必ずしもイスラム法学に関する知識を十分身に着けているわけではないため、彼女たちにとっ

て、イスラム法学の古典に精通し、ジェンダー平等の視点から女子割礼などの問題を論じるフセイン・ムハンマド氏のようなイスラム学者の存在は非常に重要な意味をもっている。今回、NUの全国大会でファタヤットNUが、女子割礼を禁止すべきであると主張しえたのも、イスラム法学的に女子割礼が宗教的義務ではなく伝統であるとする見解を示すフセイン・ムハンマド氏のようなイスラム学者の後ろ盾があつてのことだといっても過言ではない。

以下、女子割礼反対派が依拠しているリベラル派イスラム学者フセイン・ムハンマド氏の著書から、女子割礼に関するイスラム法学上の論点についてまとめておきたい¹⁸。

[写真4]



女子割礼反対の立場から発言するネン・ダラ・アフィア氏（2010年3月28日）

① シャフィーイー派が女子割礼を正当化する際の根拠としているハディース¹⁹について

シャフィーイー派が女子割礼を正当化する際によく根拠とされるのは以下のハディースである。すなわち、「ウンム・アティヤー（Ummu Athiyah r.a.）によると、マディーナの女性たちの女性割礼師がいた。預言者様は“行き過ぎはいけない（切除しすぎてはいけない）。なぜならそのことは女性の（快感）部分であり夫が愛するものだから。」また別の逸話では、預言者様は、「先のほうだけ切りなさい、切りすぎてはいけない。そのことは顔を輝かせるものであ

り夫の(快感)一部だから。」(HR.Abu Dawud 著) というものだ。しかしながら、同ハディースについては、伝承の系譜に「素性の知れない伝承者 (majhul)」が混じっているため「信憑性が低い (dha'if)」ハディースだとされている。他にも根拠として使用されているハディースがあるが、どれも「問題がある (ma'lul)」か、「信憑性が低い」か、「知られていない (munkar)」と分類されるハディースばかりである。1964年出版の著書 (As-Sunan, Kitab: al-Adab, No.Hadits:5271, jus IV, hlm. 368) の中で、アブ・ダウッド (Abu Dawud) は「割礼に関して根拠となりうるハディースは一つもなく、伝承の系譜 (サナッド) を辿ることができるものは一つもない。」というイブヌ・アル・ムンズィル (Ibnu al-Mundzir) の言葉を引用している。そして上述のウムム・アティヤ (Ummu Athiyah r.a.) のハディースは、「真正ハディース」(「真正ハディース」とは、信頼できるハディースとして公認された「ハディース・サヒー (真正なハディース)」を意味する。) ではあるが、大多数のウラマーたちは女子割礼についての命令を意味しているとは理解していない。一般にこのハディースについては、割礼を良い方法、すなわちダメージを与えないような方法できるように預言者ムハンマドが女性割礼師に忠告を与えたものだとの見方がとられている。

すなわち、預言者はマディーナで行なわれていた女子割礼の実践を黙認していたが、行き過ぎず、ダメージを与えず、夫と性関係をもった時に女性の性的快感の部分となるものをそのままにしておくことが条件とされていた。そして、もしこの条件に基づくならば、割礼はもし行き過ぎ、ダメージを与え、女性に性的快感を与えないとしたなら預言者によって許されないこととなりうる、というのが女子割礼反対派の見解である。

② 女子割礼の命令に関する「真正なハディース」は一つもない

割礼に言及する真正なハディースがあったとしても、それは男性に対する割礼についてのものであって、女性に対する割礼の命令として理解されることはできないというのが女子割礼反対派の見解である。女子割礼反対派のイスラム学者は、女子割礼が「義務」であるとする見解は、「真正ハディース」によっ

て支持されておらず、またハディースの編集者もまたその見解を支持していないため、非常に弱い見解であると主張する。そのため、ハナフィー派、マリーキー派、そしてハンバーリー派は女子割礼を義務付けていない。彼らの法的根拠はアブ・フライラ（Abu Hurairah r.a.）が伝えた次のハディースである。

「アブ・フライラは預言者様が次のようにおっしゃったと伝えている。「割礼は男性にとってスンナ（奨励される行為）であり、女性にとっては崇高なものである。」」（Ahmadによって伝承されたハディース。）しかし、このハディースもまた、イマム・アル・バイハキ（Imam al-Baihaqi）によれば、「信憑性が低く」、「伝承が途切れている（munqati'）」とされている。そのため、各法学派の多数派のウラマーたちは、女子割礼は義務ではなく、どちらかといえば「崇高なもの」であるという言い方をして、「奨励されている（スンナ）」とさえ言えないとする見解を選んでいる。

③ 女子割礼が「崇高なもの（kehormatan, kemuliaan, makrumah）」と呼ばれる意味について

女子割礼がハディースの中で「崇高なもの」と呼ばれていることの意味を、女子割礼反対派のイスラム学者は次のように解釈している。すなわち、女性の地位が低く、男性の従属物となっている文化的コミュニティにおいて、妻になるものは本当に純潔でなければならず、結婚前に純潔さの証をもっていなければならない。そのためには、彼女は容易に刺激される部分を持たず、容易に純潔さを汚す恥辱にはまり込むような誘惑に落ちないのが一番よい。妻としても彼女はいつでもどこでも夫の性的要求にこたえる用意がなければならない一方で、彼女自身は夫に対して求めることは勧められておらず、ましてや最大限に性的満足や快感を求めることなどは勧められていない。さらに女性は、性生活において積極的でないことを要求する一夫多妻も受け入れなければならない。そしてそれらすべての目的のために、あらゆる文化的要素は、女性がそれらの負担を受け入れる覚悟をもつような状況を作り上げることを求められる。そうした文脈の中で、女性たちを性的受動性へと向かわせる女子割礼の実践が支持され、女子割礼が、そのコミュニティ、伝統、文化から「崇高なもの」

という言い方を受けるのである。

女子割礼反対派のイスラム学者らは、女子割礼が「崇高なもの」であるという言い方は、空間的・時間的な制約の中で人間が作り出した文化的ラベルとみるべきで、それはアッラーと預言者の命令ではないと主張している。

5. 近代派イスラム組織ムハマディヤーと女子割礼

ここでは伝統派が重視する四大法学派の見解にはとらわれず、「クルアーンとスンナ（ハディース）に戻れ」をモットーとする近代派イスラム組織ムハマディヤーの女子割礼に関する組織としての見解、および同組織の地方幹部たちによる女子割礼の実践状況について考察する。筆者は、2010年7月に中部ジャワ州ジョクジャカルタ市において開催されたムハマディヤー創設100周年記念全国大会の会場において、大会参加者（ムハマディヤーの各地方支部の代表）を対象に、女子割礼に関する意識調査を実施した。ムハマディヤーは組織としては、女子割礼は「奨励されない」とする内容のファトワーを出しているが、ここでは上述の意識調査の結果を分析し、地方幹部の女子割礼についての見解が、ムハマディヤーの公的見解とどの程度合致しているのかを検証する。

(1) 組織としての見解

近代派イスラム組織と称されるムハマディヤーは組織としては、女子割礼をイスラム法的に義務、あるいは奨励されている行為であるとはとらえていない。女子割礼に関する議論が全国的に物議をかもしたことを背景に、2010年4月、ムハマディヤーもまた女子割礼に関するファトワーを出して、組織としての見解を明らかにしたことは先に述べた²⁰。ムハマディヤーは、イスラム法学を議論するタルジ協議会（第27回全国会議）において、割礼は、男性に対しては「義務」であるが、女性に対しては女性の性と生殖の権利を損ねるため、「奨励されない」とするファトワーを出した。ちなみにムハマディヤーが国内各地で経営する病院（Rumah Sakit PKU Muhammadiyah）では、女子割礼を医療行為として行っていないことが知られている。そして、近代派イスラム組織ムハマディヤーの支持者らがよく購読している日刊紙『レプブリカ紙』でも、

女子割礼は女子の健康に役立たないばかりか、有害で傷つける行為であり、ほとんどの女兒は割礼されていないと報じている²¹。

しかしムハマディヤーが女子割礼について「奨励されない」とする見解をもっているからといって、他の近代派イスラム組織がすべて女子割礼についてムハマディヤーと同様の立場を取っているわけではない。ムハマディヤーと思想的に親和性があり、ムハマディヤーよりも保守的な思想をもつ組織として知られるペルシス（Persis = Persatuan Islam）の元会長であるモハマッド・ナッシール（Mohammad Natsir²², 1908-1993）が設立した「インドネシア・イスラム布教評議会（DDII = Dewan Dakwah Islamiah Indonesia. 以下DDIIとする。）」は、女子割礼についてムハマディヤーと全く異なる見解をもっている。筆者がDDIIの本部でファトワー部門の責任者にインタビューをしたところ、女子割礼は「崇高な行為」であり、「性欲の制御」であり、「性的に健康にする」という見解が示された²³。DDIIでは、「割礼（を受けた二つの場所）が交じり合った時には、水浴をしなければならない」とするハディースが女子割礼を実施する根拠とされ、割礼を拒否することは、「（性交後の）義務の水浴をするようにという命令が下りる理由をなくすことを意味する」ので適切ではないとの説明がなされた。

(2) アンケート調査の結果

ここで分析するアンケート調査の結果は、筆者が2010年7月にジョクジャカルタで開催されたムハマディヤー大会に出席した際、中央執行部の許可を得て、大会に出席していた地方幹部を対象に、会場入り口でアンケート用紙を配布して実施したアンケート調査の結果である。収集できたサンプル数は256で、うち男性が145、女性が111であった。

1) 回答者の年齢構成、及び出身地

① 女性回答者の年齢構成、及び出身地

回答者は幹部ということもあり、男女ともに年齢層が比較的高く、女性回答者111名の年齢構成は、50代以上が61名（55.0%）、続いて40代が40名（36.0%）、30代が8名（7.2%）、20代が2名（1.8%）であった。出身地域別では、ジャワ

【写真 5】



近代派イスラム組織ムハマディヤーの全体総会の会場（2010年7月8日）

【写真 6】



近代派イスラム組織ムハマディヤーの女性組織アイシーヤーの会議（2010年7月5日）

出身者が最も多く44名（39.6%）、続いてスマトラ出身者が30名（27.0%）、そしてスラウェシ出身者とカリマンタン出身者がそれぞれ9名ずつで8.1%、スンダ出身者が6.3%、その他が12名（10.8%）であった。（〔表1-1〕参照）

[表1-1]

		年齢				合計
		20代	30代	40代	50代以上	
回答者	ジャワ	1	5	21	17	44
の出身地域	スンダ	0	0	0	7	7
	スマトラ	1	0	8	21	30
	スラウェシ	0	1	0	8	9
	カリマンタン	0	2	5	2	9
	その他	0	0	6	6	12
合計		2	8	40	61	111

② 男性回答者の年齢構成、及び出身地

男性回答者145名の年齢構成は、50代以上が88名（60.7%）、40代が46名（31.7%）、そして30代が11名（7.6%）であった。出身地別では、ジャワとスマトラがそれぞれ47名（32.4%）で、その他は、スラウェシが21名（14.5%）、カリマンタンが13名（9.0%）、その他が16名（11.0%）であった。（[表1-2]参照）

[表1-2]

		年齢			合計
		30代	40代	50代以上	
回答者の	ジャワ	2	18	27	47
出身地域	スンダ	1	0	0	1
	スマトラ	4	12	31	47
	スラウェシ	2	4	15	21
	カリマンタン	0	6	7	13
	その他	2	6	8	16
合計		11	46	88	145

2) 割礼を受けている女性幹部の割合 (対象: 女性幹部111名。有効回答110名分)

回答者のうち、ジャワ出身の女性幹部は半数以上が割礼を受けていないが、他の地域の女性幹部については、「わからない」と回答した少数の回答者と、割礼を受けていないと回答した一名を除き、全員が割礼を受けていると回答している。

110名の回答者のうち、73名 (65.8%) が割礼を受けたと回答し、割礼を受けていないと回答したのは24名 (21.6%) で、13名 (11.7%) はわからないと回答している。この調査結果から、ムハマディヤーは組織としては女子割礼を奨励していないにもかかわらず、が女性幹部は女子割礼を受けている割合が高いという事実が浮かび上がった。([表2] 参照)

[表2]

		女子割礼を受けたか?			合計
		はい	いいえ	わからない	
回答者	ジャワ	15	23	5	43
の出身地域	スンダ	5	0	2	7
	スマトラ	29	0	1	30
	スラウェシ	8	0	1	9
	カリマンタン	9	0	0	9
	その他	7	1	4	12
合計		73	24	13	110

3) 割礼を受けた年齢 (対象: 割礼を受けた女性幹部。有効回答51名分)

割礼を受けた年齢は、1才未満が最も多く27名 (52.9%)、続いて5-10才が14名 (27.5%)、4-5才が4名 (7.8%)、10才以上が3名 (5.9%) であった。しかし、スンダ出身者に限ると、0-1才に割礼を受けたと回答した者が11名 (45.8%)、5-10才と回答した者が10名 (41.7%) で、ほぼ拮抗している。またサンプル数は少ないもののスマトラについても同様の特徴が見受けられる。スンダとスマトラ以外の地域では1歳未満に割礼を受けたとする回答が多い。([表3] 参照)

[表 3]

	割礼を受けた年齢							合計
	0-1才	1-2才	2-3才	3-4才	4-才	5-10才	10才以上	
回答者の ジャワ	6	0	0	0	2	1	1	10
出身地域 スンダ	11	1	1	0	0	10	1	24
スマトラ	2	0	0	1	2	2	1	8
スラウェシ	6	0	0	0	0	1	0	7
カリマンタン	2	0	0	0	0	0	0	2
合計	27	1	1	1	4	14	3	51

4) 割礼を行った人物 (対象: 割礼を受けた女性幹部。有効回答68名分)

割礼を受けた女性幹部を対象に、割礼を行った人物について尋ねたところ、有効回答68名分のうち「出産専門の呪術師 (dukun bayi) / 割礼師」が40名 (58.8%)、「医療関係者」が14名 (20.6%)、「よくわからない」が13名 (18.1%)、「その他」が1名、「祖母」(1.5%)と回答した。([表 4] 参照)

[表 4]

	割礼を行った人物				合計
	医療関係者	出産専門の呪術師 / 割礼師	その他	よくわからない	
回答者 ジャワ	4	8	0	3	15
の出身地域 スンダ	1	4	0	1	6
スマトラ	7	13	0	5	25
スラウェシ	1	3	1	1	6
カリマンタン	0	8	0	1	9
その他	1	4	0	2	7
合計	14	40	1	13	68

5) 割礼を受けたことについての感情 (対象：割礼を受けた女性幹部。有効回答65名分)

割礼を受けた女性幹部を対象に、割礼を受けたことについてどのような感情を抱いているか質問したところ、38名(58.5%)が「嬉しい」と回答した。「嬉しくない」というのはジャワ出身者一名のみで、あと残りの26名(40.0%)は「何も感じない」と回答した。この結果から、割礼を受けた女性幹部は、割礼についてどちらかといえば肯定的な感情を抱いていることが窺える。([表5]参照)

[表5]

		割礼を受けたことについての感情			合計
		嬉しい	嬉しくない	何も感じない	
回答者の 出身地域	ジャワ	6	1	8	15
	スンダ	3	0	2	5
	スマトラ	18	0	6	24
	スラウェシ	1	0	5	6
	カリマンタン	6	0	3	9
	その他	4	0	2	6
合計		38	1	26	65

6) 娘に女子割礼を受けさせたかどうか (対象：娘をもつと回答した男性・女性幹部。有効回答175名分)

男女256名の回答者のうち、娘がいると回答したのは175名で、その175名を対象に「娘には割礼を受けさせたか?」と質問したところ、114名(65.1%)が「はい、受けさせた」と回答し、3名(1.7%)は「これから受けさせる」、残り58名(33.1%)が「まだ受けさせていないし、割礼は受けさせるつもりがない」と回答し、娘に割礼を受けさせた者の割合が最も多い結果となった。しかしこれを回答者の出身地域別にみると、ジャワ出身者63名については、「はい」と回答したのは25名(39.7%)のみで、過半数の37名(58.7%)は「まだ受けさせていないし、割礼は受けさせるつもりがない」と回答している、

ジャワ出身者に関しては半数以上が娘に割礼を受けさせないという考えであることが明らかになり、他の地域と大きく異なる結果が得られた。〔表6〕参照)

〔表6〕

		娘に割礼を受けさせたか?			合計
		受けさせた	これから受けさせる	まだ受けさせていないし、割礼は受けさせるつもりがない	
回答者	ジャワ	25	1	37	63
の出身地域	スンダ	4	1	1	6
	スマトラ	43	0	11	54
	スラウェシ	16	0	2	18
	カリマンタン	10	0	2	12
	その他	16	1	5	22
	合計		114	3	58

7) 娘の割礼方法 (対象：娘に割礼を受けさせた男性・女性幹部。有効回答124名分)

娘の割礼方法について質問したところ、全体では「よくわからない」が最も多く、124名中52名(41.9%)が「よくわからない」と回答した。その次に多かったのが、「クリトリスの先の皮を切除」で37名(29.8%)、そして「クリトリスの先を切除」が25名(20.2%)であった。これを出身地域別に見てみると、ジャワでは「よくわからない」が14名(46.7%)、「クリトリスの先の皮を切除」が9名(30.0%)、そして「クリトリスの先を切除」が3名(10.0%)という結果が得られた。ジャワでは一般にウコンを用いたシンボリックな女子割礼が行われていることが知られているが、実際には「クリトリスの先の皮を切除」、「クリトリスの先を切除」といった割礼方法も実践されているようである。

スマトラについてみると、「クリトリスの先を切除」とする回答が最も多く、43名のうち18名(41.9%)を占めている。次に「わからない」が12人(27.9%)、「ク

リトリスの先の皮を切除」が11名（25.6%）という結果が得られた。これらの結果から、スマトラではジャワに比べて「クリトリスの先を切除」あるいは「クリトリスの先の皮を除去」という方法が多いという特徴がわかる。（[表7]参照）

[表7]

	娘の割礼方法				合計	
	クリトリスの先を切除	クリトリスの先の皮を切除	よくわかない	その他		
回答者の						
出身地域	ジャワ	3	9	14	4	30
	スンダ	1	1	3	0	5
	スマトラ	18	11	12	2	43
	スラウェシ	0	3	14	0	17
	カリマンタン	0	6	4	1	11
	その他	3	7	5	3	18
合計	25 (20.2%)	37 (29.8%)	52 (41.9%)	10 (8.1%)	124	

8) 女子割礼のイスラム法上の位置づけ（対象：男性・女性幹部256名。有効回答227名分）

女子割礼のイスラム法上の位置づけについて尋ねたところ、全体では「義務」とする回答が33名（14.5%）、「奨励されている」とする回答が101名（44.5%）、「(行っても行わなくても) どちらでもよい」が80名（35.2%）、「避ける方がよい行為」が5名（2.2%）、「ハラム（禁忌）」が8名（3.5%）という結果で、奨励されていると考える割合が半数近くに上っている。ジャワに関しては「奨励されている」と「どちらでもよい」とする回答の両方がそれぞれ31名（39.7%）で拮抗している他、「避ける方がよい」とする回答が4名（5.1%）、「ハラム（禁忌）」とする回答も8名（10.3%）あり、女子割礼に対する否定的な見方も一定の割合みられることがわかる。これは他の地域ではあまりみられない傾向で、注目される。（[表8]参照）

[表 8]

		女子割礼のイスラム法上の位置づけ					合計
		義務	奨励されている	どちらでもよい	避ける方がよい行為	ハラム(禁忌)	
回答者の	ジャワ	4	31	31	4	8	78
出身地域	スダ	1	4	1	0	0	6
	スマトラ	11	38	19	1	0	69
	スラウェシ	9	6	14	0	0	29
	カリマンタン	3	9	9	0	0	21
	その他	5	13	6	0	0	24
合計		33	101	80	5	8	227

(3) 組織としての見解とアンケート調査の結果にみられる齟齬

上述の(1)において、近代派イスラム組織の中でもムハマディヤーは女子割礼を奨励しないとするファトワーを出した組織であることを確認した。しかし(2)において、ムハマディヤーの地方幹部を対象に実施したアンケート調査の結果を分析してみたところ、女性回答者の65%以上が割礼を受けたと回答し、男性も含めた回答者の約6割が、女子割礼を「義務」あるいは「奨励されている」ととらえていること、そして自らが割礼を受けたことに対してどちらかといえば「嬉しい」感情を抱き、男性も含めた全体の回答者の65%以上の回答者が娘にも割礼を受けさせたと回答している。この調査結果から、同組織の地方幹部たちが、組織としての見解とは逆に、女子割礼について必ずしも否定的な見解をもっていないという実態が明らかになった。

女子割礼は禁止すべきとする近年の国際的な動向を背景に、ムハマディヤーは2010年4月のイスラム法学に関する組織の全国大会において女子割礼を「奨励されない」行為とするファトワーを出した。しかし、今回のアンケート調査の結果を分析する限り、ムハマディヤーの地方幹部たちは女子割礼をどちらかといえば肯定的にとらえている。この組織としての公的見解と組織の地方幹部を対象としたアンケート調査の結果との間に齟齬がみられることについては、

どのように理解すればよいのだろうか。

こうした齟齬については、以下のように理解することが可能であろう。すなわち、ムハマディヤーの地方幹部の中でも、同組織の発祥地であり、現在に至るまで組織の本部が置かれているジョクジャカルタ²⁴を中心とするジャワ地域は、女子割礼は行っても行わなくてもよいものとする土地柄であることで知られている。今回のアンケート調査の結果を見ても、ジャワ出身の女性幹部たちの過半数が女子割礼を受けておらず、娘をもつ幹部たちもやはり過半数が娘に割礼を受けさせていない。そして、女子割礼に対してのイスラム法上の位置づけ（[表8]参照）についても、ジャワ出身者については「義務」「奨励されている」とする者が78名中35名（44.9%）であるのに対し、「どちらでもない」「避けるべき行為」「ハラム（禁忌）」とする者は43名（55.1%）で、ジャワでは女子割礼の伝統を重視する考え方が他の地域ほど強くないことが明らかだ。おそらく、2010年に女子割礼は奨励されていないとするファトワーが同組織によって出された際には、ジャワ人の女子割礼の慣習を他の地域ほど重視しない見解が大きく反映されたものだと考えられるのかも知れない。あるいは、社会的な事柄についてはより合理的な判断をするムハマディヤーの組織としての特性が現れているとみる方が適切なのかも知れない。

まとめ

以上、インドネシアにおける女子割礼をめぐる状況について考察を行った。インドネシアでは、アフリカ諸国などに比べ「軽い」女子割礼が一般的で、深刻な健康被害が見いだされてこなかったこともあり、女子割礼が人権侵害であるという意識はこれまで人々の間にほとんど見られなかった。また現在に至るまで、女子割礼が人権侵害であるという意識は一部の活動家の間にしかもたれていない。

インドネシアにおける女子割礼のあり方にはかなりの地域差がみられ、ジャワのように女子割礼があまり一般的ではない地方もある一方で、女子割礼がイスラムの宗教的義務の一部、あるいは守られるべき慣習の一部とみなされ、割礼を受けることが理想的な女性になるための条件として捉えられている地域、

あるいは民族も少なくない。地域によっては、女子割礼を受けることで、女性が美しくなる、料理が上手になる、性欲を抑えることで好色にならないなど、さまざまな意味づけがなされ、娘がある年齢に達したときに割礼を受けていなければ周囲から悪口を言われるなど、女性を精神的に制御する社会的制御装置として女子割礼が機能している点も指摘されている。そうした側面も考慮して、近年、女性の人権擁護に取り組む女性活動家らは、医療機関での女子割礼はいうまでもなく、ジャワで伝統的に行われてきたウコンを使用したシンボリックな女子割礼についても、女性の性を制御しようとする慣習であると反対している。

インドネシアにおける状況は、女子割礼の廃絶に向けた取り組みが進んでいるアフリカ諸国と比較すると、少し遅れているように見える。アフリカ諸国の中にはエジプトのように政府が女子割礼を禁止する法律を整備し、重要なポストにある著名なイスラム学者らも女子割礼を宗教儀礼とは無関係なものであるとする見解を表明している国も少なくない。インドネシアでも、2006年、保健省が医療行為として女子割礼を行うことを禁止する通達を出したが、その後、保守派の反対を背景に、2010年には医療行為としての女子割礼を再び承認する方向へと政策を転換させた。

インドネシアにも、女子割礼の廃絶を主張するリベラル派のイスラム学者はいるが、イスラム教義の一部としての正当性を認め、その存続を当然のことと考える保守派の方がまだ優勢であるようだ。インドネシア・ウラマー協議会(MUI) ジョクジャカルタ支部や伝統派イスラム組織NUが女子割礼を「義務」と「奨励されている」行為の間であるとするファトワーを出したのは、そうした保守的な見解優勢であることを示す証拠である。

女子割礼の禁止を求める要請が伝統派イスラム組織NU内部のリベラル派イスラム勢力から出されたが、リベラル派が、外国、とりわけ西洋の財団から資金を得て、女子割礼は禁止すべきとする西洋の財団の価値観を受け入れ、広めようとしていることに対してNU幹部はあからさまに不信感を見せた。近年インドネシアの保守派イスラム勢力は、リベラル派が西洋の資金団体などから援助を受け、「西洋的」な人権思想をイスラム社会に持ち込むことに加担すると

もに、「誤った」イスラム教義解釈を広めることで、イスラムの伝統文化を崩壊させようとしているとして、強い警戒感と危機感を持っている。NU系のリベラル派は、NUの組織の外でさまざまなNGOを設立するなどして女子割礼の問題のみならず、ジェンダーの視点から女性の人権に配慮した方向での婚姻法改革に力をいれたり、異端視されているアフマディヤー教団の擁護を訴えたり、表現の自由や女性人権擁護の観点から反ポルノ法案に反対するなどして、これまでもことごとく保守派勢力と対立し、溝を深めてきた。今回の女子割礼をめぐる対立は、その溝をより一層深める結果となったともいえるだろう。保守派のイスラム勢力は、西洋的な普遍的な人権の概念には懐疑的で、異端視されるアフマディヤー教団の信徒達の人権を守ることや、西洋的な男女同権の思想、同性愛者の権利擁護などはイスラム教義から大きく外れていると認識している。一方、リベラル派のイスラム勢力は、西洋的なより普遍的な人権思想は決してイスラム教義と抵触するものではなく、まさにイスラム教義が本来教えているところのものであると考えている。このように、現代インドネシアにおいては、保守派とリベラル派の間にみられる人権に対する考え方の違いと対立が、ジェンダー問題に関わる議論の行方にも大きく影響を与えている。

近代派イスラム組織ムハマディヤーは、伝統派イスラム組織NUとは対照的に、女子割礼は「奨励されていない」とするファトワーを出したが、地方幹部を対象としたアンケート調査の結果から、ジャワ以外の地方幹部については、女子割礼についてかなり肯定的で、現在に至るまで女子割礼の伝統を守っているという事実が明らかになった。これらのアンケート調査の結果に対する分析と考察から、少なくとも女子割礼の問題については、地方幹部の多くは女子割礼賛成派（保守派）であることが明らかであり、ムハマディヤーがファトワーを通して明らかにした組織としての公的な見解は、組織内部のどちらかといえばリベラル派の見解、とりわけジャワ出身の幹部の見解が大きく反映されたものであったと解釈することが可能である。ただし、ジャワ出身の幹部も含めてムハマディヤーが他のジェンダーに関わる問題についても常にリベラルであるというわけではない。婚姻法改革やポルノ規制法の議論では、伝統派イスラム組織NUのように内部にリベラル派が一定の勢力をもつということも見ら

れず、ジェンダーに関する問題については組織としてよりまとまった形で保守的な姿勢を取っているようにも見受けられる。

インドネシアにおいて、保健省によって一度は禁止された医療行為としての女子割礼が、再び合法化され、現在に至っているのはなぜか。その背景を明らかにすることが本稿の目的であった。この問いについては、本稿での分析と考察から、以下のように結論づけることが可能であろう。すなわち、インドネシアにおいても、女子割礼が重要な伝統の一部、もしくは宗教的義務の1つとしてみなされている地域がまだまだ多いが、アフリカ諸国にみられるような重い女子割礼は行われていないため、深刻な健康被害が報告されたことがなく、女子割礼はこれまで問題とされてこなかった。しかし女子割礼は廃止すべきであるとする国際的な動向を背景にインドネシア国内にも女子割礼に反対する勢力が現れてきた。そして現在、インドネシア最大のイスラム組織であるNUでは、女子割礼について組織内部に保守派（女子割礼賛成派）とリベラル派（女子割礼反対派）の意見が対立している状況があり、多数派である保守派の意向がファトワーに反映された。一方、近代派イスラム組織ムハマディヤのファトワーには、女子割礼に対してリベラルな考え方をもつ幹部の意向が反映された。女子割礼に関する政府の政策が数年で転換された背景には、政府行政の関係者やイスラム諸団体内部に保守派イスラム勢力とリベラル派イスラム勢力が交錯している状況があり、女子割礼に関する政策の転換は、インドネシア国内で多数派を占めている保守派イスラム勢力の見解がより強く反映された結果だったといえるだろう。

現代インドネシア・イスラム社会には、西欧的な人権意識や価値観を共有し、現代社会に即したものとイスラム教義解釈を変革していこうとするリベラル派イスラム勢力と、伝統的なイスラム教義解釈はいつの時代にも通用するものであり、現代社会においてもそれを死守していくことこそが人類を幸福に導く正しい教えであるという信念をもつ保守派イスラム勢力が交錯している。

そしてジェンダーに関する諸問題は、それら二つの勢力がせめぎ合うアリーナとなっている。異教徒や異端視されるイスラム教徒の人権問題とともに、近年ジェンダー問題はますます政治的な意味合いを帯びてきている。女子割礼の

問題は、その一例であり、両者の対立が表面化するたびに、インドネシアのイスラム社会は揺さぶられ、その亀裂を増やし、深化させているように感じられる。

注

- 1 「女子割礼」は「女性性器切除」とも呼ばれるが、「女子割礼 (FC=Female Circumscision)」と「女性性器切除 (FGM=Female Genital Mutilation)」ではニュアンスに違いがある。すなわち「女子割礼」がこの行為の文化的価値を重んじる人たちによって使用されているのに対して、「女性性器切除」がその弊害を憂慮して根絶させようとする人たちによって使用されているという違いである。本稿では、インドネシアにおいて行われている慣行が、アフリカ諸国などにおける慣行に比べて、かなりシンボリックなものであること、そしてイスラム教義との絡みでその位置づけが論じられている状況を考察するため、「女子割礼」という用語を使用する。

具体的には、「女子割礼」とは、一般に女性外性器の一部またはほとんどを切除し縫合したりするもので、割礼の際の激しい苦痛、感染症や切除後の癒着などによる多くの障害の発生、さらに結婚や出産時に更なる苦痛と危険が伴うため国際的に批判されている。ただし、インドネシアにおける女子割礼は、クリトリスを覆う皮を（あるいはクリトリスの先も）わずかに切除する(出血を伴う)、あるいは象徴的（一切傷つけず、流血を伴わない）に行なわれるケースが多いため、アフリカにおける女子割礼とは大きく異なる。

- 2 インドネシアにおけるリベラル派イスラム思想については、以下の拙論を参照されたい。

「インドネシア・ムスリム社会における宗教的寛容性—「リベラル派イスラム」とその周辺 (I)」九州国際大学国際関係学論集第2巻第2号、2007年3月、pp.1-50、及び「インドネシア・ムスリム社会における宗教的寛容性—「リベラル派イスラム」とその周辺 (II)」九州国際大学国際関係学論集第3巻第1・2合併号、2008年3月、pp.1-39。

- 3 アフリカ諸国における女子割礼の実施状況、および廃絶運動がどのように展開されてきたのかについては、『ドキュメント 女子割礼』（内海夏子著、集英社新書、2003年）を参照。
- 4 筆者が娘に割礼を受けさせたことがあるという南スラウェシ出身のある父親にインタビューしたところ（2010年3月29日）、娘が割礼を受けるところを見ていたとのことで、その際かなりの量の出血があったと彼は証言した。女子割礼についての筆者によるインタビュー経験によれば、ジャワ人の場合は、男女を問わず、「女子に割礼なんかするの？」という反応をする者が少なくなかった。インドネシア

にアフリカ諸国にみられるような重い割礼が行われているという例は聞いたことがなく、先行研究にもそうした割礼があることは報告されたことがない。

- 5 アフリカ諸国で実践されているFGMの種類や実践については、WHOの以下の資料に詳しい。

World Health Organization, *Female Genital Mutilation. Report of a WHO. Technical Working Group*, Geneva, 17-19 July 1995. Geneva, 1996. (WHO/FRH/WHD/96.10).

http://www.who.int/gender/other_health/teachersguide.pdf

- 6 The Guardian, “Egypt bans female circumcision after death of 12-year-old girl”, <http://www.guardian.co.uk/world/2007/jun/30/gender.humanrights> (2007年6月30日付)

- 7 Republika Online, “Pemerintah Perlu Pertegas Aturan Khitan Perempuan,” <http://www.republika.co.id/> (2010年7月28日付)

- 8 Kusumaningtyas, AD., “Sunat Perempuan: Interpretasi Agama dalam Tradisi Patriarki,” disampaikan dalam acara bedah buku Sunat Perempuan: Di Bawah Bayang-bayang Tradisi, yang diselenggarakan oleh Rahima, Pusat Pendidikan dan Informasi Islam dan Hak-hak Perempuan pada hari Kamis tanggal 27 September 2007, di Jakarta. P.1

- 9 Ibnu Mundzirは、「(女子) 割礼を正当化するための根拠にされることのできるハディース、あるいは従うことのできるハディースの継承の系譜は一つもない。」と断言し、Sayed Sabiqもまた、「女子割礼に関連するすべてのハディースは信頼性が弱く、正しい(sahih)ものは一つもない。」と断言している。

Muhammad, Husein, “Khitan Perempuan: Untuk Apa ?” 2011.

http://www.komnasperempuan.or.id/wp-content/uploads/2011/04/Khitan-perempuan-Untuk-Apa_Muktamar-.pdf

- 10 ここでは、女子割礼の実態に関する現地調査の結果をまとめた次の2点の著書の内容に依拠している。Musyarofah, Ristiani, eds., *Khitan Perempuan: antara Tradisi dan Ajaran Agama*, Pusat Studi Kependudukan dan Kebijakan Universitas Gajah Mada & the Ford Foundation, 2003. および、Minza, Wenty Marina ed., *Sunat Perempuan: Di Bawah Bayang-Bayang Tradisi*, PSKK UGM & the Ford Foundation, 2005.

- 11 Republika Online, “Khitan Perempuan Boleh atau Tidak.”

2009年10月16日 (<http://www.republika.co.id/>)

Direktrat Surat Edaran Dirjen Bina Kesehatan Masyarakat Depkes RI Nomor HK 00.07.1.31047 a, tertanggal 20 April 2006.

- 12 Majelis Ulama Indonesia Provinsi Daerah Istimewa Yogyakarta, “Fatwa

- MUI tentang Khitan Perempuan,” posted on [14/08/2011](http://www.muidiy.or.id/fatwa-mui/fatwa-mui-tenang-khitan-perempuan) by [muidiy](http://www.muidiy.or.id/fatwa-mui/fatwa-mui-tenang-khitan-perempuan).
- 13 Republika Online “Pemerintah Perlu Pertegas Aturan Khitan Perempuan”, <http://www.republika.co.id/> (2010年7月28日付)
- 14 筆者も女子割礼の問題が討議される会場に出席し、議論の流れを参与観察することができた。ここではそこで得られた情報に依拠するとともに、週刊誌『ガトラ誌』に掲載された「女子割礼：伝統、それともイスラム法？」という記事を参照する。
http://arsip.gatra.com/2010-04-16/versi_cetak.php?id=136778 “Khitan Perempuan: Tradisi atau Syar’i?”
- 15 ここで紹介する解説は、Husein Muhammad氏が、Al-Asqallaniの著書、Fath al-Bari, juz XI, p.531を参照して著書(2001, p.42)で述べていることに基づくが、筆者は原典を確認することが困難であるため、ここでは原典を確認することなくHusein Muhammad氏の著書に依拠していることをお断りしておく。
- 16 Yanggo, Huzaemah T., *Khitan Perempuan Menurut Islam, Medis dan HAM*, disampaikan pada kegiatan Seminar, Ulama dan Bahtsul Masail Dalam rangka Maulid Nabi Muhammad SAW.PP.Al-Aziziyah Denanyar Jombang, 27 Februari 2010.
- 17 Husein Muhammad氏の思想と活動については、以下の論考を参照されたい。大形里美「ジェンダー平等の視点からイスラム法学を再構築する試み—インドネシアのウラマー：フセイン・ムハンマド氏の思想と活動—」『イスラム科学研究』早稲田大学イスラム科学研究所、第5号、2009年、pp.29-42.
- 18 ここで紹介する内容は、引用されているアラビア語の原書を確認することは困難であるため、すべてHusein Muhammadの著書(2001) pp.39-50に依拠するものである。
- 19 預言者ムハンマドの言行録であるハディースは、伝承形式で伝えられていることから、伝承者が全員信頼のおける人物であったかどうか、伝承の系譜に途切れがないかなどによって分類され、信頼されるとされるハディースは「サヒー(真正な)」、良好とされるハディースは「ハサン(良い)」、信憑性が低いとされるハディースは「ダイーフ(脆弱な)」とされている。
- 20 Politik Indonesia, “Dunia Medis Tak Mengenal Sunat Perempuan,” <http://www.politikindonesia.com/>(2011年5月3日)
- 21 Republika Online, “Khitan Perempuan Boleh atau Tidak?” <http://www.republika.co.id/> (2009年10月16日付)
- 22 インドネシア共和国の独立前夜には、後に初代大統領となるスカルノと来たるべき独立の日に、世俗主義国家を建設すべきだと主張するスカルノに対して、イスラム国家を建設すべきだとして、スカルノを相手に雑誌上で討論を行ったこと

で知られるイスラム主義派を代表する指導者であった。彼は独立後、1950年9月から1951年4月までインドネシア共和国第五代首相を務め、その後、イスラム国家建設運動に関与したために1962年に逮捕、投獄された。そして1966年に釈放されて以後は、イスラムの布教活動に全力を注いだことで知られる。彼がイスラムの布教活動の拠点として設立したのがDDIIであった。

- 23 2007年5月15日、DDII本部にて、ファトワー部門責任者Syamsul Bahri氏に筆者がインタビュー。
- 24 現在ムハマディヤーの本部は二つあり、組織発祥の地ジャカルタ市と首都ジョクジャカルタの両方におかれているが、傘下の女性組織アイシーヤーについては、本部はジョクジャカルタのみである。

<主要参考文献>

[日本語文献]

- －内海夏子『ドキュメント 女子割礼』、集英社新書、2003年。
- －大形里美「インドネシア・ムスリム社会における宗教的寛容性―「リベラル派イスラム」とその周辺 (I)」九州国際大学国際関係学論集第2巻第2号、2007年3月、pp.1-50。
- －「インドネシア・ムスリム社会における宗教的寛容性―「リベラル派イスラム」とその周辺 (II)」九州国際大学国際関係学論集第3巻第1・2合併号、2008年3月、pp.1-39。
- －「ジェンダー平等の視点からイスラム法学を再構築する試み―インドネシアのウラマー：フセイン・ムハンマド氏の思想と活動―」『イスラム科学研究』早稲田大学イスラム科学研究所、第5号、2009年、pp.29-42。

[外国語文献]

- －Direktorat Jenderal Bina Kesehatan Masyarakat Departemen Kesehatan, Surat Edaran Dirjen Bina Kesehatan Masyarakat Depkes RI Nomor HK 00.07.1.31047 a, tertanggal 20 April 2006.
- －Kusumaningtyas, AD., *Sunat Perempuan: Interpretasi Agama dalam Tradisi Patriarki*, Disampaikan dalam acara bedah buku *Sunat Perempuan: Di Bawah Bayang-Bayang Tradisi*, (Minza, Wenty Marina ed.), PSKK UGM & the Ford Foundation, 2005, yang diselenggarakan oleh Rahima, 27 September 2007.
- －「Khitlan Perempuan: Untuk Apa? (2009年12月14日にジャカルタで開催された“Seminar to Address the Practice of Female Genital Mutilation in Indonesia and GOI commitments to CEDAW”に提出されたペーパー)

- , *Khitan Perempuan: Untuk Apa?* (2009年12月14日にジャカルタで開催された“Seminar to Address the Practice of Female Genital Mutilation in Indonesia and GOI commitments to CEDAW”に提出されたペーパー)
- Minza, Wenty Marina ed., *Sunat Perempuan: Di Bawah Bayang-Bayang Tradisi*, PSKK UGM & the Ford Foundation, 2005.
- Muhammad, Husein, *Fiqh Perempuan: Refleksi Kiai atas Wacana Agama dan Gender*, Rahima, LKiS, the Ford Foundation, 2001.
- Musyarofah, Ristiani, eds., *Khitan Perempuan: antara Tradisi dan Ajaran Agama*, Pusat Studi Kependudukan dan Kebijakan Universitas Gajah Mada & the Ford Foundation, 2003.
- Nahdlatul Ulama, *Muktamar ke-32 Nahdlatul Ulama, Makassar, 22-28 Maret 2010/6-12 Rabiul Akhir 1431 H, Materi Komisi Bahtsul Masail Diniyyah Waqi'iyah, Komisi Bahtsul Masail Diniyyah Maudlu'iyah, Komisi Bahtsul Masail Diniyyah Qonuniyyah*.
- Yanggo, Huzaemah T., *Khitan Perempuan Menurut Islam, Medis dan HAM*, disampaikan pada kegiatan Seminar, Ulama dan Bahtsul Masail Dalam rangka Maulid Nabi Muhammad SAW.PP.A1-Aziziyah Denanyar Jombang, 27 Februari 2010.

[インターネット]

- Gatra Online, “Khitan Perempuan: Tradisi atau Syar'i?”
http://arsip.gatra.com/2010-04-16/versi_cetak.php?id=136778
(2010年4月16日号)
- Majelis Ulama Indonesia Provinsi Daerah Istimewa Yogyakarta, *konsideran Fatwa MUI No.9.A Tahun 2008 tertanggal 7 Mei 2008*
<http://www.muidiy.or.id/fatwa-mui/fatwa-mui-tentang-khitan-perempuan#more-91>
- Majelis Ulama Indonesia Provinsi Daerah Istimewa Yogyakarta, “Fatwa MUI tentang Khitan Perempuan,” posted on 14/08/2011 by muidiy
<http://www.muidiy.or.id/fatwa-mui/fatwa-mui-tenang-khitan-perempuan>
- Muhammad, Husein, “Khitan Perempuan: Untuk Apa?” 2011.
http://www.komnasperempuan.or.id/wp-content/uploads/2011/04/Khitan-perempuan-Untuk-Apa_Muktamar-.pdf
- Republika Online, “Khitan Perempuan Boleh atau Tidak.”
[http://www.republika.co.id/\(2009年10月16日付\)](http://www.republika.co.id/(2009年10月16日付))
- Republika Online, “Pemerintah Perlu Pertegas Aturan Khitan Perempuan,”
<http://www.republika.co.id/> (2010年7月28日付)

- Politik Indonesia, “Dunia Medis Tak Mengenal Sunat Perempuan,”
<http://www.politikindonesia.com/> (2011年 5 月 3 日付)
- The Guardian, “Egypt bans female circumcision after death of 12-year-old girl,”
<http://www.guardian.co.uk/world/2007/jun/30/gender.humanrights> (2007年 6 月 30 日付)
- World Health Organization, *Female Genital Mutilation. Report of a WHO. Technical Working Group*, Geneva, 17-19 July 1995. Geneva, 1996. (WHO/FRH/WHD/96.10).
http://www.who.int/gender/other_health/teachersguide.pdf